

## 立川市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）よくある質問

令和8年7月20日

| No. | 区分   | 質 問                                                                       | 回 答                                                                                                                |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 基本事項 | いつから利用できますか。                                                              | 令和8年度分は、令和8年7月1日から利用開始となります。                                                                                       |
| 2   | 基本事項 | 事前に市への登録は必要ですか。                                                           | 市への事前登録は不要です。東京都認定のベビーシッター事業者に直接申し込んで利用していただき、利用料の支払が終わった後、期日までに申請してください。                                          |
| 3   | 基本事項 | どのような理由で利用できますか。                                                          | 日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）などで、一時的に保育を必要とする方が利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。           |
| 4   | 基本事項 | 日常生活上突発的な事情等とは何ですか。                                                       | 冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。                                                                        |
| 5   | 基本事項 | 共同保育とは何ですか。                                                               | 保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者とベビーシッター事業者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。                |
| 6   | 対象   | 対象となる児童の年齢はいくつまでですか。                                                      | 0歳から満6歳に達する年度の末日まで利用できます。乳児でもベビーシッター事業者が対応可能であれば補助対象となります。                                                         |
| 7   | 対象   | 保育園や幼稚園などに入園していても対象ですか。                                                   | 保育園や幼稚園など保育施設に入園していても対象となります。                                                                                      |
| 8   | 対象   | 保育の必要性を有していませんが対象になりますか。                                                  | 保育認定の有無に関わらず対象となります。                                                                                               |
| 9   | 対象   | 育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。                                                   | 対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。                                                                                      |
| 10  | 対象   | 実家が立川市にあり里帰りする場合、対象になりますか。                                                | 立川市に住民登録があることが要件のため、住民票が立川市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、立川市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。             |
| 11  | 対象   | 子どもの住民票が立川市にない場合、対象になりますか。                                                | 住民票が立川市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、立川市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。                                 |
| 12  | 対象   | 母と子は市外へ住所を移した一方、父は立川市に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか。                        | 子どもの住民票が立川市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、立川市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。                             |
| 13  | 利用方法 | ベビーシッターの利用時に保護者は不在でも構わないですか。                                              | 保護者は不在で構いません。（共同保育の場合は保護者も一緒に保育することが必要です。）                                                                         |
| 14  | 利用方法 | 保育の実施方法に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。 | 保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者との共同保育である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。 |

| No. | 区分   | 質 問                                                                          | 回 答                                                                                                                                               |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15  | 利用方法 | 兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。                                   | 児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、事業者によっては、共同保育の依頼を受付けていない事業者がありますので、詳しくは事業者へお問い合わせください。                      |
| 16  | 期間   | 対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。                                                     | 毎日、24 時間 365 日、日曜、祝日、年末年始も補助対象になります。                                                                                                              |
| 17  | 期間   | 補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。                                                     | 令和8年度は、令和8年7月1日～令和9年3月31日の利用分が対象です。                                                                                                               |
| 18  | 上限時間 | 利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。                                         | 同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。                                                                                                                 |
| 19  | 上限時間 | 1か月当たりの利用上限はありますか。                                                           | 月当たりの利用上限はありません。<br>児童1人当たり1年度内144時間が上限になります。(児童が障害児、多胎児又はひとり親家庭の児童である場合は、児童1人当たり年288時間)<br>※年度途中で転入された場合、以前の市区での利用分を通算します。                       |
| 20  | 上限時間 | 例えば4月15日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間数は、婚姻した日である4月15日から144時間となるか。            | 婚姻の日が属する月の末日（4月30日）まで、年間の上限時間数は288時間とします。5月1日から、年間の上限時間数は144時間となります。                                                                              |
| 21  | 上限時間 | 例えば11月22日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった。その際の合計利用時間は200時間であった。144時間を超えた56時間分は助成対象外となるのか。 | 144時間を超えた56時間分についても助成対象となります。また、婚姻の日が属する月の末日（11月30日）まで、年間の上限時間数は288時間とします。12月1日から年間の上限時間数が144時間となり、今回既に200時間利用しているため、当該年度の利用はできません。               |
| 22  | 補助金額 | 補助金額はいくらですか。                                                                 | ①補助金額の上限額<br>1) 日中利用（7時～22時）：2,500円（税込）×利用時間<br>2) 夜間利用（22時～翌7時）：3,500円（税込）×利用時間<br>②実際に支払った利用料金<br>上記①②のうち、少ない方の額が補助金額となります。<br>※日ごとに補助金額を計算します。 |
| 23  | 補助金額 | 生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。                                    | 全額補助の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。                                                                                                           |
| 24  | 利用料  | 補助対象となるのは純然たる保育サービス提供対価のみとありますが、保育に付随する料金もすべて対象外でしょうか。                       | 【対象となるもの】保育に係る基本料金のほか、夜間割増、祝休日割増、0歳児保育加算、沐浴加算など、一般的な保育サービスを受けた際に発生する加算料金<br>【対象外のもの】入会金、会費（※対象となる場合あり。No25参照）、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費      |
| 25  | 利用料  | 会費の一部が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。                                      | 保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等と合わせて、該当月の月会費の明細書、領収書等をご提出ください。保育サービスを利用していない場合、月会費は補助の対象外となります。                                 |

| No. | 区分       | 質 問                                                                              | 回 答                                                                                                                                           |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26  | 利用料      | 保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか。                                                    | 保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の時間のみ補助対象となります。                                            |
| 27  | 利用料      | クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。                                                   | クーポン・福利厚生などによる割引やほかに助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。                                                                                     |
| 28  | 利用料      | 早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。                                                        | 純然たる保育サービスに該当すれば補助対象となります。利用料金の内訳が分かる書類を添付してください。                                                                                             |
| 29  | 利用料      | 対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。                             | 保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみの場合は対象外です。                                                                                                           |
| 30  | 利用料      | 自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。                                                    | 本事業では、預かり場所の制限は設けていません。契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。                                                                                   |
| 31  | 利用料      | 交通費は補助の対象になりますか。                                                                 | 対象外です。                                                                                                                                        |
| 32  | 利用料      | 共同保育の場合、利用料金の計算方法はどのようになりますか？                                                    | ①領収書や利用明細書の記載によって、次のようになります。児童ごとの金額・時間が明確でなく、合計金額が記載している場合は【合算÷利用した児童数】で算出します。<br>②児童ごとの金額・時間が明確な場合は、児童ごとに金額を算出します。                           |
| 33  | 事業者      | どの事業者を使えばいいのでしょうか。                                                               | 東京都福祉局のホームページ（「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」）に記載の事業者の中から選んでご利用ください。                                                                        |
| 34  | 事業者      | 市が事業者を紹介してくれるのでしょうか。                                                             | 市が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。                                                                                            |
| 35  | 利用の流れ    | 事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。                                                         | ①契約前にこども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（こども家庭庁ホームページ）をご確認ください。<br>②契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ず申し出てください。                       |
| 36  | 利用の流れ    | 全額自費でベビーシッターを利用し、途中で当該事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。     | 認定事業者を利用し、従事したベビーシッターが補助要件を満たす者であり、事業者から必要書類の発行が受けられれば、補助することができます。詳しくは事業者へお問い合わせください。ただし、事業者のすべてのシッターが補助要件を満たしている訳ではないので、必ず利用前に事業者に申し出てください。 |
| 37  | 利用の流れ    | 従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。 | 対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件（研修受講、保育経験、資格保有等）を満たしている方になります。                                                  |
| 38  | 補助金の交付申請 | 申請時期はいつまでですか。                                                                    | 四半期（3か月）ごとに申請期限を設けていますので、必ず各期別の申請期限までに必着にて申請書類を提出してください。（具体的な申請期限の年月日はホームページ等でご確認ください。）                                                       |

| No. | 区分           | 質 問                                                                  | 回 答                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 39  | 補助金の<br>交付申請 | 申請〆切日を過ぎていても申請<br>できますか。                                             | 年度の最終期限必着であれば、毎月の申請〆切日を過ぎていても<br>申請できます。お支払いは、次の〆切日の支払時期と同じ時期に<br>なります。ただし、最終提出期限を過ぎた場合は申請できませ<br>ん。                                                                                                                              |
| 40  | 補助金の<br>交付申請 | 最終期限必着を過ぎてしまった<br>場合はどのようにすればよいで<br>すか。                              | 年度の最終期限必着を過ぎた場合は申請できません（年度を遡っ<br>ての申請はできません）。ベビーシッター利用支援事業は、年度単<br>位で実施しているため、最終期限必着は厳守していただく必要が<br>ございます。                                                                                                                        |
| 41  | 補助金の<br>交付申請 | 年度をまたいで申請することは<br>できますか。たとえば、3月利<br>用分と併せて、新年度（4月以<br>降）利用分を申請できますか。 | 3月利用分と併せて、新年度（4月以降）利用分を申請することは<br>できません。年度ごとに事業を実施しているため、それぞれ分け<br>て申請してください。                                                                                                                                                     |
| 42  | 補助金の<br>交付申請 | 申請する年度は、利用日の属す<br>る年度か、利用料金の支払い日<br>の属する年度かどちらですか。                   | 利用日の属する年度で申請してください。                                                                                                                                                                                                               |
| 43  | 補助金の<br>交付申請 | 申請書類の提出先・提出方法<br>はどのようになっていますか。                                      | <b>【提出先】</b><br>子ども家庭部保育課庶務係<br>（〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター内 1 階）<br>・受付時間：平日 8:30～17:00 （～11/10）<br>※11/11 以降 平日 9:00～16:00<br><b>【提出方法】</b> オンライン、窓口持参又は郵送<br>※申請内容について問い合わせをする場合もありますので、申請<br>書類の控えをお手元に残していただくようお願いします。 |
| 44  | 補助金の<br>交付申請 | 補助金の交付はいつ頃受けられ<br>ますか。                                               | 補助金の支払いは、各期の申請期限の日より約 1 か月～1 か月半<br>程度の時間がかかります（申請書類に不備がないことが前提）。<br>振り込み時期に交付決定通知書を郵送いたします。<br>※オンライン申請された方はオンラインで通知いたします。                                                                                                       |
| 45  | 補助金の<br>交付申請 | 補助金申請書口座振替依頼書の<br>氏名は、領収書の氏名と異なっ<br>ていてもよいですか。                       | 補助金申請書兼口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名<br>と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申<br>請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があり<br>ます。                                                                                                                            |
| 46  | 補助金の<br>交付申請 | 「ベビーシッター要件証明書」<br>の交付を受けずに利用した場合<br>、事後に交付を受ければ申請<br>できますか。          | 要件証明書は、利用時に交付を以前の日付であることを必ず確認<br>してください。                                                                                                                                                                                          |
| 47  | 補助金の<br>交付申請 | 前回の申請時と同様にベビーシ<br>ッターを利用した場合、改めて<br>「ベビーシッター要件証明書」<br>を提出する必要がありますか。 | 要件証明書は、前回申請時に提出済みであっても、申請ごとに提<br>出してください。                                                                                                                                                                                         |
| 48  | 補助金の<br>交付申請 | 要件証明書は、ベビーシッター<br>全員分必要ですか。                                          | 異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の要件証明書が必<br>要になります。                                                                                                                                                                                          |
| 49  | その他          | 交付を受けた補助金は、所得税<br>等の課税対象となりますか。                                      | 令和 3 年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非<br>課税となります。                                                                                                                                                                                       |
| 50  | その他          | この事業はいつまで継続予定で<br>すか。                                                | この事業は、東京都の制度を活用しています。今後、制度が見直<br>された場合等、事業内容に変更が生じる可能性があります。                                                                                                                                                                      |

| No. | 区分  | 質 問                | 回 答                                                                |
|-----|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 51  | その他 | 利用に当たっての注意点はありますか。 | 本事業を利用する前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（こども家庭庁ホームページ）をご確認ください。 |